

笠岡市立北川小学校 いじめ防止基本方針

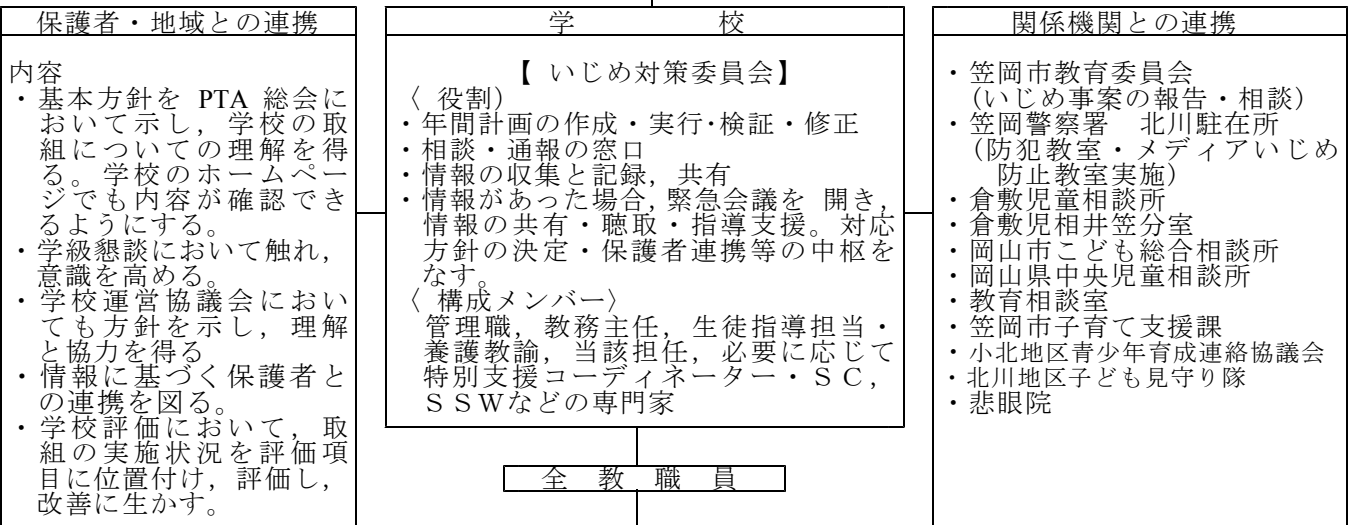
平成30年4月改定

いじめに関する現状と課題

本校のいじめ認知件数は、年間数件である。友達を大切にしようという気持ちをもっている児童は多いが、自分の思いを上手く伝えられずトラブルにつながることもある。そこで、友達同士の関わり方について、ソーシャルスキル教育を通しての人間関係づくりが必要である。また、いじめの未然防止・早期発見・適切な対処のための教職員の研修の充実も図りたい。

いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為である。そして、いじめはどの児童にも起こり得ることを認識し、児童生徒がいじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながら助長したり傍観したりすることがないように、その防止のために主体的に取り組んでいく。



学校が実施する取組

いじめの防止	<ol style="list-style-type: none"> ①人権意識を高め、お互いを思いやり尊重し、生命を大切にする態度を育成するため、題材や資料等の内容、また指導の方法を工夫しながら人権教育や道徳教育の充実に努める。 ②授業や学級での活動、あるいは地域での活動等の中でコミュニケーション能力を育てると共に、日頃から規律ある集団の中でだれもが活躍できる活動や授業作りを進め、集団の一員としての自己有用感や充実感を育む。 ③いじめについて身近な大人に訴える力や見て見ぬ振りをせず、互いに支え合う学級や学校の風土をつくる。 ④学級等の中で起こったいじめの問題を自分たちの問題としてとらえ、いじめの発端となる可能性のあるトラブルを自分たちで解決しようという意識をもたせ、自ら乗り越えていく経験をさせる。 ⑤情報モラルの指導を全学年で行うとともに、ネット上のいじめに対処できる能力や態度を育成する。 ⑤教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払い、教職員が児童に信頼される存在となるよう、学級経営や教科指導の指導力の向上に努める。 ⑥特に配慮が必要な児童については、適切な支援を行うとともに、保護者や関係機関等との連携、周囲の児童に対する指導を組織的に行う。 ⑦家庭や地域へいじめ問題に対する学校の考えを発信し、保護者や地域の理解・協力を得る。
早期発見	<ol style="list-style-type: none"> ①職員終礼で児童の様子で気になることを伝え、全職員で内容を共有する。 ②児童の変化に気付いた場合、緊急会議を開き、情報の共有を図る。 ③日頃より保護者や地域の関係機関から気軽に相談され、情報提供を受けられるように、児童の学校での活動の様子を情報発信したり、適切な声かけをしたりする中で信頼関係を築く努力をする。 ④定期的なアンケート調査(6月・12月・2月)や教育相談の実施を行い、いじめを訴えやすい環境を整えたり、ネットの利用実態の把握に努めたりする。
対処	<ol style="list-style-type: none"> ①児童や保護者からいじめの相談や訴えがあつた場合や関係機関からいじめに関する情報提供があつた場合、真摯に受けとめ、1人で抱え込まず組織的に適切な対応をする。(いじめられた児童の安全確保を最優先とし、事実関係の把握、共通理解、保護者・関係機関と連携して対応する。) ②被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては毅然とした態度でその児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう、成長を促す指導を行う。 ③必要に応じてアンケート調査を実施し、聴き取り対象者を絞り込んで関係児童から事実関係の聴取を行う。いじめを見ていた児童等に対してはも全体の問題として考えられるよう指導を行う。 ④いじめの重大事態については、「笠岡市いじめ問題対策基本方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に対応する。

	職員会議 対策委員会	学校が実施する取組		
		いじめ防止の取組	早期発見の取組	いじめへの対処
4月	○いじめ対策委員会 ○職員会議 基本方針の確認 ○PTA 総会 基本方針の説明 ○学校のホームページ に基本方針掲載	通年	通年 ○家庭訪問 ○職員終礼 児童について	通年・随時
5月				
6月	○学校運営協議会 基本方針の説明と意見交換 ○防犯教室	○いじめについて 考える週間 ○あいさつ運動 児童会 ○学級懇談	○アンケートの実施 ○教育相談の実施	○アンケート結果の検討
7月			○保護者と個人懇談	
8月	○対策委員会 職員研修の計画立案 ○職員研修 いじめ対応方法			
9月		○学級懇談		
10月		○あいさつ運動 児童会		
11月	○オープンスクール ○PTA 人権教育研修会 内容によって触れる ○学校評価	○学級懇談		
12月		○校内人権週間 いじめについて考える	○保護者と個人懇談 ○アンケートの実施 ○教育相談の実施	○アンケート結果の検討
1月				
2月	○学校運営協議会 一年間の取組と反省	○学級懇談 ○あいさつ運動	○アンケートの実施	○アンケート結果の検討
3月	○いじめ対策委員会 取組の検証 方針・計画の修正			
備考	事案が生じた場合随時 対策委員会を開く			事案が生じた場合随時 対応する